

水産政策審議会
第58回 漁港漁場分科会

令和8年6月23日（火）

農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 計画・海業政策課

午後 1 時 2 9 分開会

○中西計画・海業政策課総括 皆さんおそろいですので、水産政策審議会漁港漁場分科会を始めさせていただきます。

水産庁計画・海業政策課の中西でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第 8 条第 3 項で準用する同条第 1 項の規定により、本分科会の定足数は過半数とするとされております。本日は委員定数 7 名中 7 名の委員が出席されており、定足数を満たしております。よって、本日の漁港漁場分科会は成立しております。

続きまして、本分科会の開催形態でございます。

議事と各委員の御発言内容は、後日ホームページにて公表することとしておりますので、御了承ください。

次に、リモートで御出席いただいている委員様にお知らせいたします。

会議中、カメラはオン、マイクはミュートにさせていただき、御自身の発言の際にはマイクのミュートを解除して御発言をお願いいたします。また、通信状況が悪く音声聞き取りにくい場合には、カメラオフのお願いをする場合がございます。

審議事項に対する御発言は、分科会長からの御指名の順に頂くことで予定していますが、これ以外の御発言がある場合には、挙手ボタン又はチャットにより事務局にお知らせいただくようお願いいたします。

音声聞こえないなどの不具合がございましたら、資料の説明の途中であってもその旨を御発言いただくか、チャット又はあらかじめお知らせしている事務局の電話への御連絡をお願いいたします。

音声の不具合等で説明や審議が中断する場合がありますことを、御了承をお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、水産庁中村漁港漁場整備部長から挨拶を申し上げます。

中村部長、よろしくお願いいたします。

○中村漁港漁場整備部長 水産庁漁港漁場整備部長、中村でございます。

委員各位におかれましては、御多用のところ本日の会議に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

第 58 回漁港漁場分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

現在、水産業の基盤となる漁港・漁場・漁村整備につきましては、令和 4 年 3 月に閣議

決定いたしました5か年の漁港漁場整備長期計画の三つの重点課題、一つ目、産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化、二つ目、海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保、三つ目、海業振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上に基づき、施策を展開しているところであります。

このような状況の中、我が国の水産業を巡る情勢は刻一刻と変化しております。海洋環境の急激な変化を受けて、サケなどの主要魚種の不漁や水産資源の変動、ブリの分布域の北上などによる陸揚げ魚種の変化、人口減少、少子高齢化、食料安全保障を巡る環境の変化、水産を取り巻く自然災害リスクの増大、進行するインフラ老朽化などの情勢の変化が生じております。現行の漁港漁場整備長期計画の計画期間は今年度が最終年度であり、このような変化に的確に対応するため、今後、令和9年度からの新たな漁港漁場整備長期計画を策定し、施策を着実に推進していくことが必要です。また、併せて漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針も変えていくことが必要であります。

以上のことから、本日の分科会では、次期漁港漁場整備長期計画の策定と漁港漁場整備基本方針の変更について諮問をさせていただき、次年度以降の漁港・漁場・漁村の整備に向けた御議論を賜りたいと考えております。あわせて、報告事項といたしまして、海業の取組と現状について御報告させていただきます。

各委員からの忌憚のない御意見を頂きますようよろしくお願い申し上げ、冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日の御議論、どうぞよろしくお願いいたします。

○中西計画・海業政策課総括 ありがとうございました。

ここで本日御出席の委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

まず、会場にて御出席されている委員から御紹介させていただきます。

東京海洋大学海洋生命科学部海洋政策文化学科教授、工藤委員でございます。

○工藤分科会長 よろしく申し上げます。

○中西計画・海業政策課総括 有限会社金城水産代表取締役の窪川委員でございます。

○窪川委員 よろしく申し上げます。

○中西計画・海業政策課総括 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授の佐々木委員でございます。

○佐々木委員 よろしく申し上げます。

○中西計画・海業政策課総括 続きまして、リモートにて御出席いただいております北部太平洋まき網漁業協同組合連合会理事の青木委員でございます。

○青木委員 よろしく申し上げます。

○中西計画・海業政策課総括 北海道漁業協同組合連合会代表理事会長の阿部委員でございます。

○阿部委員 よろしく申し上げます。

○中西計画・海業政策課総括 全国漁協女性部連絡協議会理事の根本委員でございます。

○根本委員 よろしく願いいたします。

○中西計画・海業政策課総括 苫小牧工業高等専門学校創造工学科准教授の松尾委員でございます。

○松尾委員 よろしく申し上げます。

○中西計画・海業政策課総括 特別委員の株式会社ウオー代表取締役、中川委員でございます。

○中川特別委員 よろしく願いいたします。

○中西計画・海業政策課総括 どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、水産庁側の出席者を紹介させていただきます。

先ほど挨拶いたしました中村漁港漁場整備部長でございます。

○中村漁港漁場整備部長 中村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○中西計画・海業政策課総括 渡邊計画・海業政策課長でございます。

○渡邊計画・海業政策課長 渡邊です。よろしく申し上げます。

○中西計画・海業政策課総括 的野事業課長でございます。

○的野事業課長 的野でございます。よろしくお願いいたします。

○中西計画・海業政策課総括 新村防災漁村課長でございます。

○新村防災漁村課長 新村です。よろしく申し上げます。

○中西計画・海業政策課総括 染川海業振興室長でございます。

○染川海業振興室長 染川です。よろしく申し上げます。

○中西計画・海業政策課総括 そのほか水産庁の事務方が出席しております。

続きまして、お手元の資料を確認させていただきます。

まず、資料番号なしの議事次第、それから資料一覧。次に、資料の右肩に資料番号が付いております。資料1といたしまして、水産政策審議会漁港漁場分科会委員等名簿。資料2-1といたしまして、現行の漁港漁場整備基本方針及び漁港漁場整備長期計画の概要。資料2-2といたしまして、漁港漁場整備基本方針の変更及び次期漁港漁場整備長期計画

の策定に関する現状と課題、検討の視点。資料２－３といたしまして、地方ニーズの概要。資料３といたしまして、海業の取組と現状について。資料４といたしまして、「漁港漁場整備事業の推進に関する技術開発の方向」の改訂について。

参考資料１といたしまして、漁港漁場整備基本方針の変更及び次期長期計画の検討スケジュール（案）。参考資料２といたしまして、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針。参考資料３として、漁港漁場整備長期計画。参考資料４といたしまして、漁港漁場整備事業の推進に関する技術開発の方向（改訂版）。資料５といたしまして、水産を巡る状況についてでございます。

以上、不足しているものがありましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

なお、資料につきましては、説明のときに画面に映させていただければと思いますので、併せて御覧ください。

それでは、冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたしますします。

それでは、議事に入らせていただきます。

これより進行は工藤分科会長にお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたしますします。

○工藤分科会長　よろしくお願いいたしますします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議事は、議事次第にありますとおり、諮問事項１件、報告事項１件を予定しております。

まずは、諮問第515号　漁港漁場整備基本方針の変更及び漁港漁場整備長期計画の策定についてを議題といたします。

なお、本分科会において審議いたします事項につきましては、水産政策審議会令第５条第６項の規定によりまして、本分科会の議決をもって水産政策審議会の議決とすることになりますので、どうぞよろしくお願いいたしますします。

それでは、中村部長から諮問をお願いいたします。

○中村漁港漁場整備部長　諮問文書を画面に映しますので、それを御覧いただきながらと思います。

８水港第763号。令和８年６月23日。水産政策審議会会長佐々木貴史殿。農林水産大臣鈴木憲和。

漁港漁場整備基本方針の変更及び漁港漁場整備長期計画の策定について。諮問第515号。標記について、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第1項の2第6項において準用する同条第3項及び第6条の3第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

それでは、よろしくお願いします。

○工藤分科会長　それでは、ただいま諮問のありました件につきまして、事務局から御説明の方をよろしくお願いいたします。

○渡邊計画・海業政策課長　計画・海業政策課長でございます。

それでは、資料2-1、2-2、2-3、漁港漁場整備基本方針並びに漁港漁場整備長期計画の関係の資料を一括して御説明させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

資料2-1からでございます。こちらは現行の基本方針、それから長期計画の概要でございます。

まず、基本方針からでございます。

おめくりいただきまして、2ページでございます。2ページは法律における基本方針の規定でございます。

法律の第6条の2に、農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めなければならないと規定されてございます。

この基本方針は次に掲げる事項を定めるものということで、1番から5番までございます。事業の推進に関する基本的な方向、効率的な実施に関する事項、技術的指針に関する事項、環境との調和に関する事項、それからその他の重要事項でございます。

第3項で、農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聞かななければならないとされてございます。

また、第5項では、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとなっております。

3ページでございます。3ページは現行の基本方針の概要を1枚でお示ししたものでございます。

基本方針は、基本的に長期計画の切替え時に変更をしてきてございます。ただ、直近では令和5年12月に変更してございます。このときは漁港漁場整備法の改正をしまして、漁港を海業に活用しやすくするための新たな事業の創設ですとか漁港施設の追加といった法

律改正を行いましたので、これを踏まえての変更でございます。

この現行の基本方針ですけれども、左側のローマ数字のⅠ番が、事業の推進に関する基本的な方向でございます。今後重点的に取り組む課題につきまして、事業推進のあるべき方向を規定するものということでございまして、①、②、③がございまして、この①、②、③は、現行の長期計画の重点課題ということでございます。基本的な方向ということで、長期計画の重点課題がここに位置付けられているといったところでございます。一つ目は水産業の成長産業化、二つ目は持続可能な漁業生産の確保、三つ目は漁村の魅力と所得の向上というところでございます。長期計画の概要につきましては、この後の資料でもう少し詳しく御説明いたします。

それから、右側にいきまして、ローマ数字のⅡ番目は効率的な実施に関する事項ということで、効率的に事業を実施して、適切に効果を発現させるために考慮すべき事項ということでございます。1番から7番までありますけれども、整備の連携に関する事項ということで、水産関連施策とか他のハードの施策などとの連携に関するもの、それから二つ目は漁港の役割分担を踏まえた事業の実施に関する事項、それから少し飛びまして、7番目は民間活力の導入に関する事項ということで、令和5年12月の変更では、ここに漁港活用のための新たな制度を追加するような変更を行ったというところでございます。

それから、ローマ数字の三つ目は技術的指針に関する事項で、1番、2番がございしますが、1番は設計に関する事項でございます。施設等に要求される性能について規定しているといったものでございます。漁港法を改正したときに漁港施設を追加しておりますので、この令和5年12月の変更のときにも、ここに幾つかの施設については新たに盛り込んだという変更をしています。

それから、ローマ数字の4番目は、配慮すべき環境との調和に関する事項ということで、自然環境や社会環境との調和に関する配慮すべき事項についての規定でございます。

それから、一番下、5番目は、その他の重要事項ということでございます。

以上が基本方針の概要でございます。

それから、4ページ以降は現行の長期計画に関するものでございます。こちらの現行長期計画につきましては、昨年11月の分科会でも説明をさせていただきました内容と基本的には重複するものでございますが、改めての御説明でございます。

5ページ目は、法律における長期計画の規定でございます。

第6条の3で、農林水産大臣は、基本方針に即しまして漁港漁場整備事業に関する長期

の計画の案を作成し、閣議の決定を求めるとなっております。

それから、第4項で、長期計画の案を作成しようとするときは、水産政策審議会の意見を聞かなければならないとなっております。

それから、この法律の施行令で、計画期間は5年を1期として定めるものと規定されております。

6ページは、現行の長期計画のポイントでございまして、概要の1枚紙でございまして。

縦に三つ重点課題がございまして、基本方針の冒頭で申し上げました水産業の成長産業化、それから真ん中が持続可能な漁業生産の確保、それから一番右側が漁村の魅力と所得の向上でございまして、それぞれの重点課題に、アとイの小柱を位置付けております。

水産業の成長産業化につきましては、アとしまして、拠点漁港等の生産・流通機能の強化ということで、衛生管理の強化ですとか漁船の大型化への対応、こういったものが位置付けられております。それから、イとしましては、養殖生産拠点の形成でございまして。

真ん中の持続可能な漁業生産の確保は、アとして、環境変化に適応した漁場生産力の強化ということで、漁場の整備、また藻場・干潟の保全・創造を位置付けてございまして。それから、イとしましては、災害リスクへの対応力強化ということで、防災・減災、それから長寿命化対策、こういったものをここに位置付けています。

一番右側の漁村の魅力と所得の向上は、アとして、海業による漁村の活性化、海業をここに位置付けてございまして。それから、イとしては、地域の水産業を支える多様な人材の活躍ということで、漁港・漁村の環境整備をここに位置付けてございまして。

それぞれの重点課題に沿った施策につきまして、成果目標を下に位置付けています。合計10個の成果目標でございまして。

7ページ、8ページにこの成果目標について進捗状況をお示ししてございまして。7ページの上の方から、それぞれ重点課題の一つ目、二つ目、三つ目ということで、7ページ、8ページに示してございまして。

幾つか代表的なものを御説明しますと、7ページの一番上、水産業の成長産業化に関する成果目標としては、1-1では、流通拠点となる漁港について総合的な衛生管理体制を整備を進めて、そこで取り扱われる水産物の割合を増やしていこうというものでございまして。70%の目標値に対して、令和6年度の実績で55%となっております。こちらにつきましては、おおむね進捗が図られているものと考えてございまして。

それから、少し下にいきまして、2-1でございまして。こちらは持続可能な漁業生産の

確保ということで、漁場整備によって6.5万トンの水産物の増産を図るというものでございます。6.5万トンの目標値に対しまして、6年度の実績が3.2万トンというところでございます。こちらもおおむね進捗が図られているものと捉えてございます。

8ページに移りまして、2－3でございます。こちらは防災対策でございます。流通拠点となる漁港における地震・津波発生時の水産業の早期回復体制の構築の割合ということであります。目標は70%ということなんですけれども、こちらは36%の実績にとどまっているというところで、こちらについては進捗がいま一つといったところの自己評価でございます。原因としましては、ソフト対策は一定程度進んでいるんですけれども、岸壁を陸揚げなどで利用しながら耐震強化などを図るという、そういった整備について少し時間を要しているということで、進捗は少し遅れていると捉えてございます。長期計画の後年次になりますと、進捗してくるものと見込んでございます。

それから、漁村の魅力と所得の向上に関しましては、3－2です。海業の新たな取組、500件展開するというものでございます。500件の目標に対して254件の6年度の実績で、こちらもおおむね進捗が図られているものと考えてございます。

以上、資料2－1でございます。

続きまして、資料2－2でございます。基本方針の変更及び次期長期計画の策定に関する現状と課題、検討の視点という資料でございます。

おめくりいただきまして、1ページでございます。

1ページは、下の方に左側に現行計画の重点課題や主要施策を位置付けてございます。私ども水産庁におきましては、次期計画の検討に当たりまして大きく六つのテーマを作りまして、検討を進めてきております。右側がその六つの検討テーマでありまして、一つ目は拠点漁港等の整備、二つ目は養殖、三つ目は漁場整備、四つ目は防災・減災対策、五つ目はインフラマネジメント、それから、六つ目が漁村の活性化・海業の振興でございます。2ページ以降で、この六つの検討テーマにつきまして、それぞれの1テーマにつきまして1枚の紙にまとめて、課題や検討の視点などをまとめてございます。

2ページを御覧いただきたいと思います。2ページは拠点漁港等の整備というところでございます。

上の箱の一番上のところですが、漁港につきましては、水産物の生産・流通に一体性を有する範囲における漁港の役割分担を踏まえた圏域計画に基づきまして、漁港機能の再編・集約を進めるとともに、流通拠点漁港における衛生管理体制の構築等を推進して

きているといったところでございます。

「一方」以下のところが課題というところで、これは下にグラフや絵、写真で併せてお示ししてございます。

地域の漁業就業者が少なくなっているですとか、こういった状況を踏まえまして、協業化ですとか法人化への対応が必要となっていること、それから漁船の大型化への対応でございます。こういったことが必要となっていると考えてございます。これは真ん中、左側の絵や写真でございます。

また、海洋環境の変化に伴いまして、漁獲される魚種が変わってきています。北海道においてはブリの漁獲が増加しているですとか、獲れる魚が変わってきている、複数化してきている、また漁業形態も複合化といったものが求められているということで、陸側での受入れ態勢への対応が必要だと考えてございます。

また、世界的には水産物需要の高まりがありまして、輸出の促進に向けた衛生管理対策の促進ですとか、その体制を維持していくといったところが必要であると考えてございます。左下に衛生管理型施設の老朽化・機能低下としてございます。拠点漁港等で衛生管理対策を進めてきているんですけれども、荷さばき所ですとか冷凍・冷蔵施設の老朽化が進んできているところが多く見られてきております。こういったものを衛生管理水準の維持を図りつつ、老朽化対策を進めていく必要があるということでございます。

それから、人手不足や輸送力不足、燃料費等の高騰ということで、デジタル技術の導入ですとか省力化、省エネ、こういった対応が必要だと考えてございます。

これらをまとめた検討の視点というものが右側の部分でございます。検討の視点、幾つか丸がございます。地域漁業の協業化・法人化等、生産・流通・加工機能の再編・強化を図っていくこと。それから、海洋環境の変化に伴う対応に関しまして、陸揚げから加工・流通までの一貫した対応が必要であるということ。それから、衛生管理体制につきましても、持続可能な体制が必要であるということ。それから、冷凍・冷蔵施設等、出荷調整機能の再編・強化が必要であるといったようなこと。それから、デジタル技術を活用して、遠隔入札等の新たな水産物流通モデルの構築が必要であるということ。水産物を1か所に集めなくても入札ができるですとか、人が集まらなくても入札ができるように、こういったデジタルを使った新たな流通モデルへの対応というのも必要になってきていると考えてございます。

続きまして、3ページでございます。3ページは養殖に関するものでございます。

一番上です。現状と課題の一番上ですけれども、養殖につきましては、国内・海外の需要に応じた安定的な養殖水産物の供給体制を構築するということで、養殖生産拠点の形成を推進してきているといったところでございます。

真ん中、左側の絵にございます種苗生産の確保から陸揚げや加工まで一貫した施設整備、こういったことを進めてきておるんですけれども、水産資源の漁獲が環境変化等で不安定になる中で、比較的、計画的・安定的な養殖の生産を図っていくということが重要でございますので、この養殖生産力の強化というのは引き続き重要な課題であるということで考えてございます。

あわせて、この右側、沖合・大規模養殖でございます。養殖適地の確保を図っていく必要があるということでございます。また、大規模でなくても、低コスト、短期間に取り組むことができる養殖も求められております。漁港の水域ですとか用地ですとか、こういったものを活用した漁港内での養殖の推進というのも必要になっているものと考えてございます。

下の方に写真がございます漁港の活用促進というところで、これは漁業環境の変化に伴う陸域の活用ということで、ここではウニの陸上養殖ですとか、この左側には陸上養殖ということで、スジアオノリの陸上養殖の写真をお示ししてございます。また、漁港水域の活用ということでは、ここでは漁港の泊地をナマコの増養殖に活用しているといった事例でございます。

これらをまとめた次期計画の検討の視点ということでは、養殖生産の拠点における生産・流通・加工等の一体的な機能の強化ですとか種苗生産体制の構築、それから養殖適地の拡大・確保、また大規模でなくても地域の実情に応じた養殖生産における漁港の水域や陸域の活用、これは陸上養殖なども含めてでございます。こういったことを養殖の検討の視点としてございます。

それから、4ページでございます。4ページは漁場の整備の関係でございます。

漁場整備につきましては、水産生物の生活史を踏まえて、資源管理等の施策と連携して対策を進めてきているところでございます。一方、海洋環境の変化につきましては、海水温の大幅な上昇というところでございます。真ん中、左側の日本近海の海水温の上昇というところなんですけれども、我が国周辺の海水温の上昇幅は世界の平均の約2倍といった状況でございます。こういったことで、サケ・マスですとかサンマですとか、こういった主要魚種が不漁になっているというところが左下のグラフでございます。また、藻場につ

きましても海水温の上昇の影響を受けておりまして、真ん中の棒グラフでは藻場の減少をお示ししてございます。こういったことも踏まえまして、沖合域での水産資源の生産力の向上を図る対策も必要であると考えてございます。一番下の真ん中、左上に国直轄で行っている漁場整備をお示ししてございます。

これらをまとめますと、検討の視点は右側でございます。新たな環境下、海洋環境の変化を踏まえた種苗生産から漁場環境整備までの一貫した体制の構築ですとか、藻場につきましては、深場等の新たな適地における造成ですとか、ブルーカーボンを契機とした民間企業との連携、また藻場保全活動の主力となっている漁業者の方の減少等を踏まえて、多様な主体の参画というのが求められてございます。こういったことで保全活動の持続性の確保、こういったことが重要であると考えてございます。

それから、5 ページでございます。5 ページは防災・減災対策でございます。

防災・減災対策につきましては、特に流通拠点となる漁港におきまして、耐震対策・耐津波対策等を進めてきているところでございます。真ん中の左側に大規模地震・津波の切迫というところで、日本地図を載せております。これは南海トラフの震度想定 of 絵でございます。また、日本海溝・千島海溝という、こういった大規模な地震、また津波の切迫性、また真ん中の気候変動による外力の変化というところでは、海水面の上昇ですとか、それから波浪の強大化、こういった現象も出てきておりますので、こういったことへの対応でございます。防災・減災対策につきましては、昨年6月に閣議決定されました国土強靱化実施中期計画も踏まえながら、拠点漁港におけるこういった対策の強化等が必要だと考えてございます。また、左下には能登半島地震の資料をお示ししています。ここでは地盤隆起の被害もあったんですけれども、半島という条件不利地域が要因の一つとなりまして、複数の孤立地区が発生したといったところもございます。

こういったことを踏まえまして、検討の視点でございます。大規模災害への対応力強化ですとか、激甚化する台風等への対策の加速化、それから能登半島地震を教訓とした条件不利地域における物資輸送の拠点としての漁港の機能の強化、それから海業等で漁港に訪れる方も増えてくるということで、漁業者・生活者だけではなくて、来訪者も含めて安全確保・避難体制の更なる強化、事前復興の取組の推進、こういったことが重要であると考えてございます。

6 ページでございます。6 ページはインフラマネジメント、長寿命化の関係でございます。

真ん中に棒グラフがございます。漁港施設につきましても、今後、建設後50年を経過するといった施設がかなり増えてくると予測してございます。この写真、棒グラフの右側にありますように、エプロンが陥没して壊れてしまってからでは、施設の機能が喪失してしまうというところでございます。これは八潮市の道路陥没事故等を契機として、予防保全の対策が一層重要になっているというところだと考えてございます。

また、地方自治体の技術系職員が不足しているといったような状況がございます。こういった中でいかに漁港施設等の長寿命化を図っていくかというところが重要だと考えてございます。広域的な視点に基づいて、インフラの機能・性能の維持と、それから施設の再編・集約の検討も併せて必要であると考えてございます。

一番下の左側には、再編・集約に伴う規模の適正化についてでございます。ここでは集約前・集約後とあるんですけれども、大きな船につきましては他港で係留するというような集約を行って、ここでは集約後の漁港では比較的小さい漁船が係留するようにして、維持管理に係る経費、機能保全に係る経費も抑えるといったようなことも併せて考えるといったような例でございます。

それから、右側は群マネの施策展開イメージというところでございます。地域インフラ群再生戦略マネジメントの考え方、自治体が広域で連携するですとか、それから漁港以外のほかの分野のインフラも併せた多分野での連携する、こういった考え方も取り入れていく必要があるのではないかと考えてございます。

まとめますと、右側の視点でございます。予防保全型の老朽化対策、また地域の将来を見据えた再編・集約に伴う施設・機能の統廃合、規模の適正化、それから複数の地方公共団体のインフラや多分野のインフラを群として捉えた広域連携・多分野連携の推進、こういったことが重要だと考えてございます。

それから、最後、7ページでございます。7ページは6番目のテーマの漁村の活性化・海業の振興でございます。

海業につきましては、現行の長期計画で500件の目標を立てて取り組んでいるところでございます。一方、海業の取組を更に進めていくということで考えてございますけれども、進めていく中で人材不足ですとかノウハウ不足ですとか、こういった課題が分かってきているところでございます。漁港の活用につきましては、左下にあるように漁港施設等活用事業を新しい制度として位置付けているところなんですけれども、こういった漁港活用を更に広げていくといったようなことが必要であると考えてございます。また、真ん中には、

幅広いニーズへの対応ということで、海業の取組を一層広げていく、進化させていくに当たり、こういった子供の体験活動ですとか、社会課題への対応ですとか港湾との連携、こういったことも図っていく必要があると考えてございます。

まとめますと、検討の視点でございます。漁業者を主体とした海業の取組への民間投資の活用、漁港を活用した海業の推進に当たっては、民間の活用が重要であると考えてございます。また、人材確保・育成の観点、それから幅広いニーズへの対応、海業の拠点としての漁港の活用の促進、こういったことが重要であると考えてございます。あわせて、漁村の生活環境の改善ですとか、循環型社会への貢献、こういったことも重要な視点だと考えてございます。

これらをまとめましたのが8ページでございます。真ん中から右側に掛けて、第6次計画に向けた検討の視点ということで、六つのテーマにつきまして、今申し上げましたような内容をまとめたものでございます。字が小さくて大変恐縮でございますが、これが1枚にまとめたものでございます。

それから、2－3でございます。地方ニーズの概要でございます。

1ページを御覧いただければと思います。

私ども、長期計画の検討に当たりまして、昨年秋から都道府県や市町村、漁業関係者の皆様と意見交換を重ねてきてございます。昨年の10月から12月に掛けましては、都道府県の方々とブロックごと、また、あるいは個別にオンライン等で意見交換をしております。また、今年に入ってから、市町村や漁業関係者へのアンケート調査や都道府県等との対面での意見交換、また市町村・漁業関係団体の皆さんとも現地での意見交換、こういったことを進めてきてございます。こういった意見交換につきましては、引き続き行ってまいる予定でございます。

これらをまとめましたのが2ページ以降でございます。六つのテーマごとに、左側に漁業関係者の皆様、それから右側に地方公共団体の皆様から頂いた主な意見をまとめてございます。

2ページは、拠点漁港等の整備ということで、漁業関係者の皆様からは、物流会社の減少ですとか撤退に伴って水産物の集荷時間が早くなるということで、効率的な漁業活動が可能となるような基盤整備が必要であるといった御意見。それから、地方公共団体からは、三つ目のボツで、漁獲量の増加に対応するため、出荷調整機能の強化を図ることが重要、冷凍・冷蔵施設等の整備が必要といった御意見を頂いてございます。

3 ページでございます。3 ページは養殖の関係でございます。

漁業関係者からの御意見としましては、一つ目のポツで、漁船漁業が不安定な中、漁港の空いた水域で養殖の実施を検討しているということで、こういったことへの漁港の環境整備を実施すべきといった御意見、また、地方公共団体につきましては、一つ目のポツで、漁港整備を通じて養殖作業用地の確保を図ることで、更なる生産拡大を図りたいですとか、五つ目のポツでは、漁港を活用した陸上養殖の実施可能性についての検討を進めているといった御意見を頂いてございます。

4 ページでございます。4 ページは漁場整備の関係でございます。

左側の漁業関係者の御意見としましては、一番上のポツ、海洋環境の変化に適応した種苗生産、藻場の造成、水産資源の効果的な回復・維持に取り組むことが必要ですとか、三つ目のポツでは、藻場につきまして、変化する環境に適応した藻場の造成が必要といった御意見を頂いております。

5 ページでございます。5 ページは防災・減災対策でございます。

こちらにつきましては、管理者である地方公共団体から多くの意見を頂いています。一つ目のポツです。令和6年の能登半島地震において、岸壁につきましては耐震強化の対応をしていて、その有効性が確認できたんですけれども、この岸壁と一連の施設につきましても耐震対策を実施する必要があるといった御意見ですとか、三つ目のポツでは、気候変動に伴う将来的な海水面の上昇を見据えて、防波堤や岸壁等の設計を進めているといった御意見を頂いています。

6 ページはインフラマネジメントについてでございます。

地方公共団体の御意見として、一部の市町村では、多くの漁港を管理する必要がある中で、職員が不足している、管理が難しい状況にあるといったようなこと、それから離島や半島等の条件不利地域の漁港においては、有事の際に物資輸送の拠点ですとか、こういった役割を担うことから、小規模な漁港にあっても長寿命化対策が必要になるといったような御意見を頂いてございます。

それから、最後、7 ページ目でございます。7 ページは漁村の活性化・海業振興に関するものでございます。

左側の漁業関係者の御意見としましては、一つ目のポツで、海業を始めるに当たって、他地区で行われているモデルケースの紹介など、自身に取り組むべき海業が分かると計画的に取り組むやすいのではないかとといった御意見、また地方公共団体からは、一つ目のポ

ツ、二つ目のポツで、漁協や県・市町村では専門的なノウハウが不足しているですとか、キープレイヤーの確保が大きな課題だといった御意見、また三つ目のポツでは、地域同士で、市町村同士で広域的に連携をして海業に取り組めないか検討しているといった御意見を頂いてございます。

早口で大変申し訳ございません。資料２－１から２－３までの説明は以上でございます。

○工藤分科会長 ありがとうございました。

それで、漁港漁場整備基本方針の変更及び漁港漁場整備長期計画の策定については、今回が初回の審議となりますので、本日は委員の皆様それぞれの立場から御意見を頂きたいと思います。

それでは、各委員から順番に御意見や御質問を頂きたいと思います。

なお、事務局からの回答等につきましては、各委員全ての方から御意見の後にまとめてお願いしたいと思います。

それでは、まずは会場で御出席いただいている窪川委員、佐々木委員の順にお願いします。

では、最初に窪川委員、御意見の方をよろしくお願いします。

○窪川委員 窪川です。石川県で定置網漁業を経営しております。

２点ほどありまして、まず資料２－２の３ページから５ページにまたがる内容なんですけれども、養殖、漁場整備、それから防災・減災対策、この辺りのお話で、漁港漁場整備、検討の視点という話なんですけど、ちょうど今、南の方に台風７号が発生しておりまして、私も含めて漁業者はちょっと不安な状況にあります。６月の上旬にも台風６号が太平洋側を走りまして、高知県や鹿児島県の定置網の方で被害が出たという話も聞いております。石川県にもこの前地震で津波もやってまいりました。

伺いたいのは、海中に大規模な固定式の漁具を設置している漁法、養殖、それから定置網、こういったものは金額的にも規模的にもかなり大きいものになりますが、それも漁場の中に含まれると思うんですが、そういった養殖や定置網に対しての防災・減災、そういったものの取組方、それから考え方、そういったものの記載がちょっと見当たらなかったもので、その方針がどういった方針で進んでいるのか伺いたいです。

それから、資料２－３の２ページです。この２ページの中で、漁業関係者の方でいうと５ポツ目、それから地方公共団体でいうと２ポツ目に当たるんですけども、温暖化の話、それから保冷設備・製氷施設について記載がありますが、ちょっと何年か前に北海道の定

置網を見学させてもらったことがあるんですが、昔から北海道というのは寒い地域で、製氷施設が港にない、若しくはあってもとても貧弱という状況が相変わらず続いておって、その定置では氷を積まないで沖に出て、魚を積んで帰ってくると。荷揚げする際も、港に製氷施設がないものなので、魚がまだ締まらないと。近くの拠点の市場に持っていくと、ようやく水氷のタンクが用意されておりまして、魚が一、二時間、水揚げされてから市場に持っていかれるまで氷で冷やされないという状況がありました。

実際本当に北海道は昔寒かったので、氷の設備というのを造らなくてもよかったんですが、今非常に温暖化が進んでいて、北海道も非常に暑くなっておりますので、そうすると各港に製氷施設、こういったものを造っていかないといけないんじゃないかと。うちの港でいうと大体4億円から5億円ぐらいの製氷施設というのが一つ造るには必要だという話を聞いたんですけれども、委員の中に北海道の阿部委員もおられますので、阿部委員にも御意見を伺いたいんですが、そういった意味で温暖化による業務への影響、この辺りをどう捉えておられるのか伺いたいと思います。

私からは以上です。

○工藤分科会長　ありがとうございました。

では、続きまして佐々木委員、よろしくお願いします。

○佐々木委員　東大の佐々木でございます。御説明ありがとうございました。

基本的な御説明いただいた内容につきましては、特段問題といたしますか、そういったところがあるというふうには認識しておりませんので、どちらかといいますとそういった方向性をより具体的にしていくという意味で、少しコメントといたしますか、意見を申し上げたいと思います。

主に2点ございまして、まず資料2-2の2ページから4ページ辺りの話です。いろんなデジタル技術とか、そういったものを導入するというようなことはたくさん書かれていると思うんですけれども、やはり更にもう一步技術革新といたしますか、そういったところを目指すような方向性というのを打ち出していただいて、そのことによってこの分野の魅力というんですかね、それを向上させると。それによって若い人材がその分野でやってみたいと思うというような、そういう流れにしていただけると非常にいいんじゃないかなというふうに思いました。

例えば海洋環境の観測とかモニタリングとか、そういった構築ということはもちろんなんですけれども、そういったものを、できれば国の主導になるのがいいんだろうと思うん

ですけれども、データなどの標準化とかメタデータの整備とか、あるいはアーカイブ、そういったもの、結構、地方自治体のウェブサイトなどでも出てはいるんですけれども、なかなかデジタル的に使いやすいようにはなっていない場合が多いというようなことがございますので、そういった整備を是非音頭を取っていただけるといいのではないかなというふうに思いました。御案内のとおり環境省と国交省ではかなりそういったデータ整備、オンラインでいろんなものを進めていると思いますので、水産の分野でもそういう方向に行くと非常にいいなというふうに思っております。

そういったことを進めることによりまして、赤潮の予測の話ですとか、養殖の適地の評価みたいな話、あるいはブルーカーボンなどにも関わりますけれども、藻場とか漁場整備の効果とか検証、それから漁業者への操業支援のような話に関しても非常に有効な方向になるかなと思いますし、冒頭申し上げましたとおり、そういったものが非常に魅力的であると、そういうデータを活用するということが魅力的であるということになってくれば、学生もそういうデータに興味を示して、そういう分野でいろいろ技術革新をやりたいというふうに思ってくれて、若い人材もより入ってきやすくなるのではないかなというような期待を持っております。

現状ですと、どちらかというとはかの分野の方がそういうデータ公開が進んでいるという印象があって、水産的なところと絡めて研究しようとする、データ確保がなかなか難しくてというようなこともあるかなと思いましたので、ちょっとあえて申し上げた次第でございます。ただ、例えば漁場の位置とか漁獲情報等というのは、いろいろ競争的な話もあるかと思しますので、そういったものというのは当然ながら公開の範囲とか時間差を置いての公開とか、いろいろ配慮が必要であるということはそのとおりかと思います。

デジタル庁のオープンデータ基本指針でも、二次利用とか、あるいはいろんな使いやすい形、デジタル的な形で使いやすいような形で整理するということが推奨されているということです、国全体のデータの政策とも整合している方向だと思いますので、是非そういう方向をより強化していただけると有り難いというふうに思っております。

それから、もう一点は、資料２－２の７ページ辺りの話でございます。これは海業に関する話が主ではありますが、それだけではないんですけれども、海業を進める上で漁港の施設の活用とか予算措置とか、そういった話に加えて、既にたしか資料３の７ページ辺りでも触れておられたかと思いますが、やっぱりキープレーヤーというのが非常に大事で、漁業者、漁協、自治体、民間事業者をつなぐ、そういう人材って非常に重要だなと

ふうに思っております。

たまたまちょっと私の専攻の中で研究している発表を聞いたことがあるんですが、地域おこし協力隊とか、これは総務省のやっている事業でしょうかね、そういったほかのところでもこういう人材を上手に活用するというような、そういう取組がされていると思いますので、そういったものも活用しながら、すなわち水産庁以外の既存制度なども活用して、海業に関心を持つ若手の人材と、それから特にキープレーヤーという意味ではやはり水産分野の専門家が重要だと思いますので、そういう水産業界で活躍されてきた方などにシニアの専門人材というような形で入っていただけるような、そういう枠組みというんでしょうかね、そういったものを作って、そういったものを水産庁としても後押ししていただくと、より専門家のような方でしっかりとしたキープレーヤーと、それから特に地方などの漁村などでやってみたいという若い人たち、これを上手につなげるような方向性という可能性はあるのかなというふうに考えております。

以上、2点よろしく願いいたします。

○工藤分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きましてリモートで御出席されている青木委員、阿部委員、根本委員、松尾委員、中川委員の順にお願いします。

では、青木委員、よろしく願いいたします。

○青木委員 よろしく申し上げます。私からは次期計画の検討の視点、全般的に賛成しております。その上で意見を述べさせていただきます。

まずは、資料2-2のスライドの2ページです。拠点漁港等の整備のところで、沖に出る船は、船内環境の整備をしてきた中でどんどん大型化してきております。船員の船室を一人部屋にするとか、そういったことで大きくなってきているんですけども、そういった中で、入れる水揚げの漁港の整備は継続してやっていただきたいということと、あとは、今年なんかはスーパーエルニーニョが発生するという予報になっておりまして、太平洋側、特にちよとしけが多くなってきております。台風も多分、今年はいんだろうなというふうに覚悟はしているんですが、そういった中で、大型船が避難して入れる港、そういった状況も出てくるかなと思っておりますので、大型船が入れる漁港の整備は是非継続してやってください。

次に、特に日本海側なんですけれども、陸上工場が少なく、水揚げ規制をしているんです。今年は日本海側とあと東シナ海側である程度水揚げがあるんですけども、ただ水

揚げを制限して、もう陸上加工工場が加工できる分しか水揚げしないというようなやり方をしてきております。そういった中で、特に日本海側、加工場少なくなっておりますので、去年、境港では国の補助を使わせていただいて、加工場、冷蔵施設なども造ったんですけれども、こちらの方も継続してやっていただければなと思います。

次に、スライド番号4番の漁場整備です。右側の検討の視点の下から二つ目の丸で、排他的経済水域を含めた沖合における水産環境整備の更なる展開と書いてあるんですけれども、太平洋側で、水研さんの調査によるとプランクトンが減っていたり、プランクトンが小型のプランクトンしかいなくなっていたりというような状況が報告されております。そういった中で、これらを餌にしているサバやイワシが減少している、資源が少なくなっているという資源調査結果も出てきております。これが続くとやっぱり日本国内への水産資源の供給という面でもかなり痛手になってきますので、早いうちに打てる手を打っていただければなと。その中には浮き漁礁だったり、ほかにも何かあるか分かんないんですけれども、皆さんで知恵を絞って手を打っていただければなというお願いです。

最後に、スライド番号ですと7番ですかね、漁村の活性化・海業振興、この中で検討の視点の下から二つ目、漁具のリサイクル等の循環型社会への貢献とありまして、例えば大中型まき網などはもうかなり大きい網を使っております。これももう網が悪くなったら全部換えるというわけではなくて、悪い部分を交換して廃網、どんどん出てきますので、そういった廃漁網のストックヤードなどもこれから引き続き造っていけるように、リサイクルのためにですね、していただければと思います。これも国が積極的に後押しして、民間を支えていただければなというふうに思います。

以上、私からの意見でした。

○工藤分科会長　ありがとうございます。

次に、阿部委員、よろしくお願いします。

○阿部委員　北海道の阿部です。よろしくお願いいたします。

全体的に見たら大変良くできているということで、私もこれは賛成をいたしますが、やはり漁業者の立場から言うと、この海業、北海道はあんまりみんなこの認識がないんですよ。というのは、漁業者に対してのメリットが少ないというふうに皆さんが思っているということで、機運が上がってこない。市町村は結構、漁業者は抜きにして機運は上がっているんだけど、そういうのもちょっとバランスが悪いのかな。たまたまうちの方で今、町と私たち漁協とそれと民間とでやるという形で今話をしているんですが、漁業者に

としてのメリットがないねということで、企業にはお願いして、メリットをちょっと色を出してくださいよという形で話を進めているということで、各地区はどうか分かりませんが、やはり漁業者を主体に考えていただいて、そしてまたそこから企業、町、市、町が全体的に良くなるような形で、もう少しアバウトな形でできればなというふうに思っています。

それとまた、再編に伴う漁港が集約をするという話もございますけれども、先ほど青木委員も言っていましたけれども、集約をした中で、例えば大型の船が入るところ、小型の船が入るところ、小型の船が入るところというのは水揚げが少なくなります。水揚げが薄くなると国はそこには予算を入れなくなってきます。だから、そういったこともあるので、いろんな形の中で、集約、これは大変いいことですけれども、そういった規模が小っちゃくなってもちゃんとした整備はしていきますよというような確約を付けていくような形をしていただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

全体的に私は賛成をしてございます。よろしくお願いいたします。

○工藤分科会長　ありがとうございます。

それでは、続きまして根本委員、よろしくお願いいたします。

○根本委員　よろしくお願いいたします。私は全国女性部の代表として来ております。女性部というのは、皆さんのような大きな漁業というよりも、20トン未満の沿岸漁業に携わっている人たちなので、話がだいぶ小さくなって、皆さんにはどのように感じられるかということがありますが、私が感じていることを少しお話ししたいと思います。

皆さんのように、私も初めてのことですけれども、私なりに資料をよく見てみまして、私が思うことはちゃんと全部網羅されていると思い、おおむね私も賛成でございます。

そしてまた、その中で特に力を入れていただきたいのが、私たち地元の女性部と漁業者が取り組んできた環境問題です。これから漁業を良くするために漁礁などの構造物を設置するかと思いますが、そういうものを再生可能な自然に優しいものでできるだけ造っていただきたい。海を汚さない、あと環境を、人が変われば習いも変わるとかという言葉もありまして、私たちのところでも人が変われば、いろんなところで砂が多くなってしまったり、なくなってしまったりと、いろんなことがありますので、よく考えていただきたい。それから域内ということですが、その背後の海・山・川、周辺地域の環境の変化というものもどんなふうになっていて、環境だけじゃなくて、構造物、取水、排水とか、いろんな点も海の環境に影響しているのかと思います。それは皆様よく御存じのことと思

いますけれども、大きな地域での変化ということも見ていただいて、海に流れる水が良くなるような環境というものを、海だけでなく、更によろしく願いしたいと思います。

それから、集約化ということですが、圏域計画ということですが、この圏域という言葉がどのぐらいの範囲で、どんなふうに決めているかというのが分からない、あと計画というのも、どんな圏域計画というのもよく分からないので、簡単に教えていただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○工藤分科会長 ありがとうございます。

では、続きまして松尾委員、よろしくお願いいたします。

○松尾委員 苫小牧高専の松尾です。私の方から2点あります。

資料2の4ページぐらいのところになるんですけれども、課題の方で海洋環境の変化に順応した漁場整備等の展開と書いてあるんですけれども、ちょっと整備というか、インフラというか、設備だけではちょっと対応できかねるものもあるのかなとは思いました。例えば今、北海道でもフグが獲れているんですけれども、今まで獲れてこなかったのも、フグを扱う料理人がいないというので、もしいけばもっと魚価とかも高くなったりとか、北海道でも名産みたいな形になると思うんですけれども、ちょっと設備だけでなく、今まで南の方にいた魚が上に上がってきたときに、どんなふうに経営していくのかというの、併せて何か検討いただければと思います。

あと、例えば温暖化に対する水産業で、単純に魚が変わってくるのに対応するというだけではなくて、例えば青森のホタテなんかも温暖化で被害を受けているんですけれども、ホタテとかブリとかは輸出の重点品目ですし、じゃ青森、結構被害が多くなるのでやめようかというふうになると、ホタテというのはやっぱり貴重なものなので、例えば海洋深層水を使って低温を保つとか、何か少しそういったようなものを、取捨選択というのもあるんですけれども、そういったような面も踏まえた温暖化対策というのが必要なのではないかなと感じました。

あと、もう一点、先ほど佐々木委員の方も言われていたとおりに、鮮度保持に関しての冷凍施設とか、海で獲れる魚種が変わっていくことによって、鮮度保持の技術というの、魚種ごとに少し変わってくるものもあると思うんですけれども、そういったものも、海外の人が日本の魚を買う、輸入するということは、やはり日本の品質がいい、鮮度がいいというところに着目しているので、そういうのもやはり併せて製氷施設ですとか急速冷凍の

施設ですとか、それから魚種に応じた鮮度保持の勉強会みたいな、そういうのにも取り組んでいったら、併せて追加したらいいんじゃないかなと考えました。

以上です。

○工藤分科会長 どうもありがとうございます。

では、中川委員、よろしくお願いします。

○中川特別委員 ありがとうございます。

私も全体的に賛成ですという前提の下で、2点話させていただくと、一つ目が藻場再生のところですか。全国色々な浜にお邪魔する中で、取り組まれている浜が本当に増えていて、素晴らしいことだなと思っています。そのなかで、取組のレベル感違いがあるなというのは感じていて、スタート時に一定の知見や技術などが浸透していると、より成功にたどり着きやすそうだという事例も見ることがあります。もちろん地域ごとに条件が違うという大前提があるうえで、いろんな技術や知見が集約されていて、それを気軽に学んだり相談ができる環境を国としても用意できるのであれば、考えていただけたらうれしいです。

2点目が海業です。私自体も今回この資料の中に入っている静岡県西伊豆町のツッテ西伊豆という企画の考案者であるというところもあって、いろんな地域に呼んでいただいて、海業の御相談を受けたり会議に出していただいたり、アドバイザーさせていただいたりしているのですが、今回の資料の中でもいろんな方がおっしゃっているように、キープレイヤーがいない問題というのが本当に各地で8割、9割ぐらい起きているなというのが、実感値となっております。

キープレイヤーの方がいないと、各地で具体的なビジョンを描くこと自体も難しいなというのを感じていて、実際に各地で会議などに出る中でも、ビジョンが物すごくふわっとしてしまったり、自治体の方が「ビジョン、こういう方向性が5個ぐらいあると思うんですけども」と言って発表されて、それについて漁業者の方や他の参加者さんが少し意見を添える形になって、それでビジョンを決めて、実行していくのはかなり厳しいなと感じることが多々あります。

事前の資料の中にもあったように、確かにほかの地域の成功事例を共有することも大事だとは思いますが、明確なキープレイヤーがないと、取りあえずこの地域のこれ真似しとけばいいんじゃないかともなりがちで、危険な事態であるなと思っています。もちろん先進事例を共有するというのは大事にしながら、ただしそれを真似するのではなく、各地域で明確なビジョンをきちんと主体になるプレイヤーが中心になって作るという、

これをとにかく実施できる体制を作っていただきたいなと思います。

貴重な予算を使い、いろんな方たちがせっかく時間を割いて集まっているのに、キープレーヤーもおらず、具体的なビジョンになってもないままで1年間、2年間使って地域にとってプラスどころか逆効果になってしまっている事例もあるので、御自身も実践を積んでいるような、しっかりしたアドバイザーなども入れて進めていただきたいです。アドバイザーの形としては、漁業のコンテンツをやったことがなかったとしても、例えばIT企業などでよくやっている、ビジョン作りをするためのコミュニケーションとかコミュニティのプロもいらっしゃいます。そういう方が漁業について知っているわけではなくとも、その場の人たちや地域の課題、できることを掘り起こして、ビジョンとして紡いでいくことができます。今後アドバイザーを選抜していくときには、そういった漁業界のきちんと実績のあるプレーヤーの方と、あとはビジョンづくりなどができるアドバイザーの方を巻き込むというのは、重要かもしれないというふうに考えております。

あとは、話が戻ってしまうんですけども、やっぱりキープレーヤーや実際のプレーヤー、誰がやる問題というのがとにかく重要になるところです。私に関わらせていただいている西伊豆町でも、地域おこし協力隊の方たちと上手に連携して、漁師さんたちだけでは足りないところを協力してもらっています。地域おこし協力隊の方が自分で二、三年事業を回して自信が付くことで、地域に残ってそれをきちんとお金にしていけるという事例もできてきているので、地域おこし協力隊に限らず、どういう人を巻き込めるかというところはみんなで知恵を絞って考えていけたらいいなというふうに感じております。

以上です。

○工藤分科会長 ありがとうございます。

私の方からも少しコメントさせていただきます。

今回、冒頭、中村部長の御挨拶の中にもありましたけれども、漁業を取り巻く自然と社会がかなり大きく変化しています。そういう中で、水産物の安定供給と漁業の健全な発展を実現していくためには、漁業を支える漁港、漁場、それから漁村の目指す姿とそれに近づくための具体の施策を計画する長期計画が非常に重要なわけですが、今回の計画は時節を捉えた視点に基づいて計画しており、その点、私は良くできていると感じました。

資料2-2の8ページ目、ここに第6次計画に向けた検討の視点がまとまっていますが、この中で3点指摘したいと思います。

まず、漁港についてです。これは委員の皆様からも御意見がありましたとおり、漁港と

というのは産地で必要となる様々な機能を発揮する場であり、それによって水産物が消費者に供給されているということが水産業の大きな特徴です。水揚げ処理ですとか、冷凍・冷蔵保管ですとか、需給調整ですとか、こういう産地機能なくして水産物の安定供給が発揮されないわけで、ここの機能強化というのはもちろん重要になりますけれども、それに加えて今日では養殖を漁港でやろうとしたり、海業を発展させようと、様々な公益性が期待されているわけです。

そういう中で、今回はインフラマネジメントを指摘していると思うんですけども、これが新しく加わったところかなと思っておりまして、このような漁港の様々な機能を発揮して、より公益性を発揮していくには、漁港のマネジメントが非常に重要になってくると思っております。また漁港のマネジメントを実施する際に、AIとかドローンとか、そういうようなDXを推進していくよというようなことが非常に重要かなと思いました。

続きまして、第2点目は漁場に関わる点です。漁場整備を見ますと、藻場の造成ですとか保全活動を促進していくというところで、それも賛成なんですけど、そのような目指す方向や姿を考えたときに、藻類養殖をもう少し見直してもいいんじゃないかなというふうに感じました。天然の藻場が少なくなってくる中で、藻類の養殖漁場が確保されていることの意味というのは、単なる水産物の供給のみならず、CO₂の吸収源あるいは貯蔵といったところへの貢献もありますし、生態系保全といったような役割もあるかと思うんです。こういうような養殖業という私経済活動が果たしている公益的な機能に対する支援というのは、もう少し考えてもいいんじゃないかというのが1点。

もう一つは、世界的に見れば養殖業が発展していると言われてはいますが、そのほとんどは藻類養殖なんです。だから、日本においても、新しい環境の中で新しい藻類養殖を発展させていくという考え方もあるんじゃないかなというのを感じました。

それから、最後が漁村です。海業を推進して民間投資を活用していこうと、あるいは中間支援組織を活用していこうということが書かれていて、そのとおりだと思うんですけども、やはり民間投資を呼び込むには活用推進計画が重要になってくると思いますので、漁港管理者の役割が非常に重要になってくるんじゃないかなと思います。それは先ほどの漁港のマネジメントといった側面からも今までとは役割が異なるわけじゃないですけども、更に追加して、漁港を生かしてどういうふうに漁村を発展させていくかという、そういう視点が漁港管理者に求められるだろうと思います。

私は先進地域とか今、海業に正に取り組んでいる地域に訪れていますけれども、やはり

公共投資も非常に重要だと思っています。市町村・県による公共投資があつて、それによって民間投資が促されるという側面があると思うんです。そういう意味でも重要であるというふうに思います。

それから、ここに中間支援組織と書いてありますけれども、漁港の中で海業や養殖を推進していこうとする際に、やっぱり調整が非常に重要になってきて、この中間支援組織というのは漁村では漁協が担うところが多いのかなと思います。漁協がこの中間支援組織としての機能を発揮して、漁港の中で養殖したり海業を推進しているというところが多いように感じております。そういう意味ではそれほど新しい仕組みが必要とは私は考えていなくて、やはり漁港管理者である地方行政とそれから漁港の利用者である漁業協同組合が、よく話し合つて進めていくというのが基本になるだろうと思います。

そもそも海業というのは地域資源を活用するということで、地域経営としての性格が強いと思います。要は地域資源は誰のものでもない地域のみんなの資源であり、それを活用して地域の課題を解決して、その地域を発展させていくというのが地域経営のねらいになります。そこではやはりプレーヤーとして中心になるのは私は地方行政だと思うんです。もちろん地方行政だけでは進まないと思いますけれども、みんなで地域づくりをしていく、その一つが海業なんだということを認識していただければ、もう少し地域全体として推進していけるんじゃないかなというふうに考えております。

私からはこの3点をコメントさせていただきました。

それでは、事務局の方から回答について何かありましたら、よろしくお願いいたします。
○渡邊計画・海業政策課長　ありがとうございます。頂きました御意見は、今後の検討に活かさせていただきたいと考えてございます。その中で幾つか、十分な回答にはならないと思うんですけれども、回答できるものを申し上げたいと思います。

最初の窪川委員から頂きました、養殖や定置網等の防災・減災についてはどう取り組んでいくかというお話でございます。おっしゃるとおり気候変動、波浪の強大化等ありますので、例えば養殖については静穏域の確保のための消波堤ですとか、こういったものについては、そういった影響を踏まえて対応していく必要があるのではないかと考えてございます。

定置網については水産基盤整備としての対応は難しいところがあるんですけれども、養殖水域の確保などについては水産基盤整備での対策は必要かと考えてございます。

それから、製氷施設の関係です。こちらは漁港機能の集約といった御指摘も何人かの方

から頂きましたけれども、我々、圏域計画ですね、根本委員から圏域計画についてもう少し具体的にというようなお話がありましたけれども、水産物の生産や流通において一体性を有するような範囲について、それぞれの漁港がどういった役割を持つのかといったようなものを踏まえて、圏域計画というのを都道府県が策定しているといったところです。

こういった圏域計画の中で、製氷施設を有すべき漁港の位置付けですとか、そういったものがそれぞれの地域の御議論の中で御決定いただくというのが一番基本かなと思ってございます。製氷施設は、準備機能や陸揚げ機能に必要な不可欠な施設だと思いますので、重要性も大変増していると思います。温暖化の影響なども踏まえて、陸側でどういう対応ができるのかというのも重要な視点だと思っておりますので、圏域計画の中で一つの漁港の役割分担を考えると、漁港が備えるべき機能ということで考えていく必要があると思っております。

それから、佐々木委員から頂きましたデジタルの関係です。こちらについては、導入だけではなくて、導入が進んで実用が進んでいるものにつきましては、基盤整備の中でも取り入れて、広げていきたいと思ってございます。例えば漁場の環境、流況とか水温とか、そういったデータなどを観測できる漁場整備ですとか、それから漁港でも、これはいろんなところで取り組まれております電子入札ですとか、こういったことについても取組を広げていきたいと考えてございます。

それから、漁港の活用・海業の関係で、海業につきましてはこの後のパートでも資料で御説明いたしますけれども、キープレーヤー、これも何名か委員の先生から御意見を頂きました。キープレーヤーの存在は大変重要だと我々も考えてございます。人材不足という課題に対応するためにアドバイザーのリストを作ったりですとか、それからマッチングシステムを作ったりですとか、こういった取組を今してきてはいるんですけれども、それでも人材の不足とかノウハウの不足というようなものは、アンケートを取ると大きな課題ということで言われていますので、海業の人づくりについては、重要課題ということで引き続き取り組んでいきたいと考えてございます。

それから、青木委員からも何点かの御指摘を頂いてございます。日本海側での水揚げ規制等のお話、こういったものにつきましても、漁港におけるストック機能といいますか出荷調整機能、こういった機能の強化が重要だと思っておりますので、次期計画の中でも重要事項と考えていきたいと思います。

沖合の漁場整備につきましても、国直轄で行っているものの中にマウンド礁の整備とい

うのがございます。これは海域の基礎生産力を向上させるといった目的のものでありますが、実際に事業を検討するときには関係者との調整等ありますので、すぐに簡単にというわけにもいかないところもありますけれども、こういった取組を広げていきたいと考えてございます。

リサイクルにつきましても、これも循環型社会の対応とか、こういった観点からも大変重要だと思っております。まだ取組の緒に就いたばかりといったところもあるんですけれども、特に漁網のリサイクルとか、こういったことにつきましては、補助対象も拡充する対応も取り始めていますので、次期計画でも取り組んでいきたいと考えてございます。

それから、阿部委員から海業に関しての漁業者の方へのメリットということでお話を頂きました。おっしゃるとおりだと思っております。現行計画で、漁村の魅力と所得の向上を重点課題としていますが、この所得というのは漁業関係者の方の所得を指しています。私も水産庁が行う海業ですので、いかに漁業に良い影響が出るかというようなことを大変重要な視点だと考えておりますので、所得がどれぐらい上がるとか、そういったことをもう少し海業の業務を進める中でお示しできるようなことも考えてまいりたいと思っています。重要な御指摘をいただいていると思ってございます。

それから、漁港の集約のご意見も頂きました。拠点漁港といいますのは、水産物流通の拠点と生産の拠点といった漁港がございます。大きく2種類があると考えてございますが、流通だけではなくて、地域の生産を支えるような拠点漁港などへの位置付けも、圏域計画の検討において行った上で、整備を進めていく必要があると考えてございます。

それから、根本委員から頂きました御指摘につきましても、再生可能な自然なもので造ってほしいですとか、これも循環型社会を進める上では大変重要な観点だと思っております。

圏域計画につきましては、概念は、先ほど申し上げましたように、ある一定の範囲において漁港の役割分担を踏まえたものとあるんですけれども、全国、40都道府県で圏域の数としては150圏域ほどございます。40の都道府県がありますので、平均すると一つの県で三つとか四つとか、これは都道府県の海岸線の長さとかで変わってまいりますけれども、そのぐらいの数字の規模感でございます。全国で150圏域あるといったようなものでございます。こういったものの中で流通拠点漁港とか、生産や養殖を支える生産拠点漁港とか、災害時の拠点となるような防災拠点漁港ですとか、地域の漁業生産を支える一般的な漁港ですとか、こういったことが位置付けられているといったものになります。

それから、松尾委員から頂きました御指摘の中では、経営の観点も重要ということで御指摘を頂きました。この長期計画はハードの整備が中心ですけれども、ソフト的なことも大変重要でありますので、そういったことも計画の検討ではしっかり考えていくことは大変重要と考えてございます。

それから、中川委員からは、最初に藻場について御意見を頂きました。藻場につきましては、1年に1回、磯焼け対策の全国協議会をしてございます。こういった協議会の中で先進地の事例ですとか、水産庁が持つ知見などを紹介したり知見を共有したりという場がございますので、こういった場を一層活用していきたいというふうに考えてございます。

それから、海業に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、キープレーヤーとか人づくり、大変重要な観点だと考えてございます。

それから、工藤委員長から頂きました御意見、漁港、漁場、それから漁村につきまして、漁港につきましてもインフラマネジメントが重要だというような御指摘を頂きました。老朽化対策の観点だけでなく、地域の将来を見据えたとか、戦略性を持ってということが重要であろうと思います。漁業就業者が減少していく状況にある中で、漁港の機能を集約するような場合、集約される漁港をどういうふうに活用していくのかということに、漁港の増養殖とか海業などによる活用の方法というのはあるかと思います。DXの活用と併せて増養殖の中では藻類養殖等も含めて、考えていくようなことになるのかなというふうに考えてございます。

すみません、全て十分には答えられておりませんが、事務局からは以上でございます。

○工藤分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、事務局におかれましては、頂いた御意見を基に、来年3月の閣議決定に向けて更に御検討いただければと思います。

御意見がないようでしたら、報告事項に移りますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、報告事項として海業の取組と現状について御報告いただきます。

事務局から御説明の方をよろしくお願いいたします。

○染川海業振興室長 海業振興室の染川でございます。海業の取組と現状について御説明いたします。資料3になります。

海業につきましては、先ほど長期計画の説明にもございましたが、現行の長期計画における重点課題の一つとなっております。次期計画策定においても検討テーマの一つとなっ

ているところです。こうした中、海業を更に振興するために、海業の基本的な考え方といったものを策定しまして、全国の海業の関係者に示していくことを検討しているところです。この基本的な考え方につきましては、今後、本審議会において御議論していただきたいと考えております。本日は、それに先立ちまして海業の取組と現状について御報告差し上げたいと考えております。

それでは、ページをめくって、1ページ目を御覧ください。

左側、中央のグラフを御覧いただきますと、漁村において人口減少が進んでおり、高齢化も全国平均を上回るスピードで進行しています。一方で、上部の表を見てみますと、交流人口は約2,000万人と大きなポテンシャルを有しているといったことでございまして、海業の推進により地域の所得向上や雇用機会の確保を図ることが求められています。

こうした中、水産庁では令和8年度末までに漁港における新たな海業の取組を500件展開することを目指して取組を進めているところです。具体的な取組につきましては、右側に主な内容を整理しております。制度・予算の創設、情報発信、横展開、あと体制強化などを進めておりまして、詳細は次のページ以降で御説明させていただきます。

次の2ページ目を御覧ください。

漁港漁場整備法を改正しまして、漁港を漁業上の利用を前提としつつ、水産業・漁村の活性化を図る制度としまして、漁港施設等活用事業を創設しました。本制度を活用することで、水産物の消費拡大や交流促進に資する事業を計画的に実施することが可能となっております。

事業スキームにつきましては、左側にお示ししておりますけれども、本事業は漁港管理者が策定する活用推進計画に基づき、事業者が実施計画を作成し、事業を実施する仕組みとなっております。事業者は漁港施設を最大30年の長期間にわたり貸付けを受けることができるなど、長期安定的な事業実施が可能となっているものです。

次のページをお願いします。漁港施設等活用事業の事例です。

これは福岡県糸島市の加布里漁港の事例ですけれども、冬場は収入確保のためにカキ養殖を導入し、カキ小屋で地域活性化に取り組んでおります。当初は施設の設置と撤去を繰り返す必要がございましたが、本事業の活用により長期貸付けが可能となり、カキ小屋の常設化とコスト削減、通年営業が実現した事例でございまして。

次のページをお願いします。こちらは予算になります。

海業の構想段階から実施段階まで、ソフト・ハード両面で段階に応じた支援を行ってお

ります。左側が構想段階、右側が実施段階の支援となっております。構想段階では海業関係者が取組への一歩を踏み出せるよう、実証調査などのソフト支援として海業振興支援事業を新たに措置しております。一方、実施段階では、計画に基づく事業展開を支援するため、既存事業を活用しましてハード整備を支援しているといったところです。これら支援を組み合わせることで、海業の着実な展開を図るといった取組をしております。

次のページをお願いします。こちら情報発信、横展開についてです。

海業の認知拡大に向けまして、マスコットキャラクターや漫画、動画、イベントなどを通じまして情報発信を行っています。また、全国サミットや協議会、セミナーなどといった水産庁の施策や先進事例を紹介しまして、全国への横展開を進めるといった取組を行っております。

簡単ですが、以上が水産庁における海業の主な取組内容ということでございます。

次のページを御覧ください。海業の現状についてでございます。

今の500件の取組件数に向けた進捗状況でございますけれども、令和6年度時点で目標300件に対しまして、全国で254件となっております。海業の取組はおおむね順調に拡大していると考えております。

分析ですけれども、地元での合意形成に時間を要したことから、地域における海業の取組の立ち上がりに遅れが見られました。取組主体は漁協が中心となっております。多くは地域内関係者による取組となっているといったようなことが右下のグラフで分かるかと思えます。

評価としましては、漁港施設等活用事業制度や予算措置が始まったばかりといったようなところもございまして、今後更なる取組の拡大が期待されています。また、情報発信によりまして地域の理解が進んでいるほか、海業の取組の拡大に伴い、新たな雇用も生まれております。

一方で、制度活用はまだ限定的であるといったところから、制度理解の促進とか地域での検討を進める必要があります。加えて、漁業者の所得向上や雇用確保につなげる「稼げる海業」の実現に向けたポイントなどの共有が求められております。

次のページを御覧ください。次のページ、7ページ目から10ページ目は事例を紹介しております。

漁協主体の取組とか地域協議会主体の取組、民間事業者参入の事例、雇用確保につながった事例を紹介しているところですが、今回はちょっと時間の都合上詳細の説明は

割愛しまして、また後ほど御覧いただければと思います。

飛びまして、11ページを御覧ください。11ページと12ページ目は海業に関する地方公共団体と漁協の意見を整理したものとなっております。

まず、11ページでございますけれども、地方公共団体への聞き取り結果をまとめております。

主な課題としましては、漁業者の高齢化や漁協・自治体職員の人手不足によりまして、新たな取組を進める余力が不足している点が挙げられました。また、事業を主導する人材やキーパーソンが不足し、誰が担うのかということが不明確で、取組が進みにくいとの意見もございました。さらに、海業に関する知見や認知度が不足しており、地域資源の価値が十分認識されていないことから、何から始めるべきかが定まらず、事業化の見通しが立てにくいということが課題とされております。加えて、関係者間の調整や合意形成の難しさ、観光客とのトラブルへの懸念、地理的条件による集客や安全面の課題といったことも指摘されております。また、行政主導だけでは継続性に課題があるため、地域主体で進める必要があるとの意見もありました。

次のページ、12ページを御覧ください。こちらが漁協からの意見となっております。全国の漁協を対象としたアンケートでございまして、約6割の漁協から回答がございました。

海業に取り組んでいる漁協、こちらは全体の4割でございましたけれども、効果としましては、「漁業者の所得向上」、これが最も多く、次いで「地域経済の活性化」、「漁業への関心・理解向上」が挙げられています。一方で、実施する上での負担としましては、「人手不足による運営負担」と「収益化の難しさ」が多く挙げられておりまして、持続的運営に向けた人材・収益確保が課題となっております。

片や未実施の漁協ですけれども、全体の約6割でしたが、理由は「人手不足」が最も多く、次いで「必要性を感じていない」、「資金不足」となっております。また、「進め方が分からない」との回答も一定数ございまして、ノウハウ不足が課題として見て取れます。取組に必要な条件としましては、「漁業者の所得向上」が最も多く、次いで「漁業者の協力」、「行政の資金支援」が挙げられており、収益性への期待、そして地域内での協力体制、行政支援の必要性が重視されているといったようなことかなというふうに思います。

次のページを御覧ください。海業の考え方・進め方に関する意見です。

1点目としまして、海業を民間事業者のみで進めると、一過性となり地域に根付かない

懸念があるため、漁業者、住民、自治体が連携し、地域全体で取り組むことが重要との意見がございました。

2点目としましては、海業の取組が必ずしも漁業者の所得向上や雇用創出に十分に結び付いていないケースがあり、漁業の持続性にどう結び付けるかが課題となっております。

3点目としまして、来訪者と漁業者の間でマナーを巡るトラブルがあり、ルール of 周知や受入れ環境整備などが求められております。

4点目としましては、海業という概念自体の認知がまだ十分でなく、取組内容の理解が浸透していないとの意見がありました。

これらを踏まえると、海業は多様な主体により様々な取組が進んでいますが、一方で、地域との調和を前提とした基本的な考え方が統一されていないという課題があるかと思えます。このため、水産庁としましては、自治体、漁業者、民間事業者などとビジョンを共有しまして、方向をそろえて取り組むための「海業の基本的な考え方」、仮称ですけれども、これを作成したいと考えております。

次のページを御覧ください。最後のページですけれども、今後のスケジュールについてです。

次回以降、本審議会におきまして海業の基本的考え方について御議論いただきまして、来年4月から6月頃の公表を想定しております。そういったスケジュール感で進めさせていただきたいと考えております。

以上が、簡単ですけれども、海業の取組と現状についての説明となります。よろしくお願いいたします。

○工藤分科会長　ありがとうございます。

ただいまの報告について御意見、御質問ございますでしょうか。

窪川委員、よろしくお願いします。

○窪川委員　窪川です。

資料3の4ページです。4ページの左下、(2)のところですが、海業取組推進事業ということがありまして、正にうちの港で昨年度、海業取組推進事業にエントリーしまして、予算を下ろしていただきまして、やりました。中川特別委員の意見にもありましたが、うちの港の場合はふわふわとやっちゃって、もやもやと終わってしまった港になります。

いろんな方が意見おっしゃられていたり、あと13ページにも書かれておるんですが、一

つどうしても国としてこの海業に対してのオペレーションが不足しているのは、これは現状で確定的なんではないかなと思います。もやもやと取組推進事業を終わらせてしまった港の人間としては、もっとしっかりオペレーションを作っておいてもらいたかったと。誰がイニシアチブを取るのか、役割の明確化、ここら辺をしっかりと現場、制度を使いたい人たちに下ろすべきじゃないかと。

というのもやはり行政、自治体、都道府県、そういったものは現場からちょっと遠い。漁連や単協の場合は漁協、こういった人たちは当事者意識が少ない。漁業者にとっては制度への理解であるとか、あと書類仕事が苦手、そういったところでなかなか、あとはキープレーヤーの話も出てきましたが、強いキープレーヤーがいても本業が忙しくて取り組めないとか、そういったことで、私としてはキープレーヤーを育てるという話、皆さん委員の方、意見されていましたが、ちょっと田舎の現状を見ると、その『キープレーヤーを育てる』をゴールにしてしまうと、危ういんじゃないかなと。理想は、キープレーヤーがいなくてもこの海業が作れるという仕組み、その制度設計というところをゴールにしていく、それが必要なんじゃないかなと、小っちゃい港の田舎の人間としては思います。

あと、キープレーヤーに関しては、キープレーヤーいるとすごいうまくいくよねという話もありましたが、ちょっと個別の案件なので具体的な場所は言えませんが、実際、例えば地元のNPOとか地域おこし協力隊員という地元に関わった人たちがこの海業を回しているところで、行政を排除しようとする色があるところがあると。これはこれで良くない。もう自分たちがやるんだと、おまえたち口出すなということで、都道府県や自治体を入れないというような話も出てきています。

全てに帰着するのは、やっぱり国としてオペレーションをしっかりしてほしいと。その部分がもっとちゃんとやっていけば、こういった問題、全て解決されるんじゃないかなと思いますので、次期以降、その部分で、13ページの一番下に「海業の基本的考え方」について策定することとしたいと書かれておりますので、その点期待をしております。

以上です。

○工藤分科会長　ありがとうございます。

ほかに何か御意見ありますか。

これから海業の基本的な考え方を1年掛けて作っていくということなので、今日は頭出しということになりますので、引き続き皆さん、御意見を頂ければと思います。

ただいまの意見について何かありますか。

○染川海業振興室長 窪川委員、ありがとうございました。

取組促進事業について発言ありましたけれども、これにつきましては、海業は地元発意でございまして、地域が海業に一步踏み出せるよう、それに対して国として背中を後押しするといったようなものでございます。まだ始まったばかりの事業ということでございまして、ほかにもいろんなところで取組を行っておりますけれども、なかなかまだ、具体的な成果が見えやすい取組もあれば、課題が残った取組ということもあると思います。

今御紹介のあった地域も含めて、そこについてはちょっとまたフォローアップをさせていただきまして、成果や課題、そういったのを分析した上で、うまくいった事例についてはまた皆さんに紹介するとか、横展開を図るとともに、課題が明らかになった点については、また改善策を検討しながら、どうすればうまくいくのかというのを進めていきたいというふうに思います。

また、地元でなかなか体制が作れないんだといった話もございましたけれども、そこにつきましては我々としても、キープレーヤーの存在というのはポイントの一つにはなるかというふうに思っております。先ほどお話もありましたが、そういったキープレーヤー、どこの地域にもいるというものではございませんので、いろんなバックグラウンドを持ったアドバイザーというのが海業には必要かと思います。そういったアドバイザーをどういうふうに活用できるかとか、その検討は進めておるところでございしますので、またそういったものを活用いただきながら海業の取組を進めていただきたいということと、まず地元での体制づくり、そこが課題かと思っておりますけれども、そこについては我々も課題として捉えておりまして、いろんなところの事例、先ほど中川委員からも事例を紹介するだけじゃ駄目だというふうな話がありましたけれども、その事例の中から成功のポイント、秘けつみたいなものを少し掘り出しまして、どのような体制づくりをまずやったらいいのかとか、そういったことも提案していけたらと考えております。まずは国としての方向性となる基本的な考え方といったようなことを示して、国はどういった方向に海業を進めていきたいと考えているのかといったのを今年度しっかりと打ち出す。漁業者の皆さん、なかなか漁業者のメリットがないという話も先ほど阿部委員の方からもありましたけれども、我々、海業はやっぱり漁業者が主体というふうに考えておりますので、漁業者が主体となって海業に取り組んでもらって、漁業者の所得向上、これにうまくつながるような、そういった仕組みというものをまた提案させていただきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○工藤分科会長　ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

○事務局　阿部委員から、「次の会議があるので、都合により退席させていただきます」とチャットでのご連絡がありましたので報告します。

○工藤分科会長　分かりました。すみません。

それでは、最後の議題のその他に移りたいと思います。

事務局の方から何かございますでしょうか。

○的野事業課長　事業課長の的野でございます。私からは「漁港漁場整備事業の推進に関する技術開発の方向」の改訂につきまして、この場をお借りしまして御報告申し上げます。

それでは、お手元の資料４の１枚紙を御覧ください。

こちらのタイトルにもございますが、現行の「漁港漁場整備事業の推進に関する技術開発の方向」につきましては、基本方針の変更、それから漁港漁場整備長期計画の策定を受け、令和４年８月に定められたものでございます。具体的には、計画的に技術の開発と普及を図るために、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針に基づいて、漁港漁場整備長期計画の重点課題を踏まえつつ、国、地方公共団体、研究機関、大学、民間団体等が連携して、優先して取り組む２１の技術課題と５７の技術開発テーマを取りまとめたものであります。

内容につきましては、本日御議論いただきました現行の長期計画の三つの重点課題のほかに、共通課題として位置付けられている三つの課題などの項目ごとに技術的課題を掲げております。資料４の中段左側に黄色のマーカーが掛かっているところがあり、ここに技術課題とありますが、その右側にある丸印の付いている項目が２１の技術課題となっています。この各課題にはそれぞれ技術開発テーマを掲げておりますけれども、この資料では省略させていただいておりますが、例えば青の枠の中の左側の上から四つ目のところに、藻場・干潟・サンゴ礁の保全・創造という課題に対しましては、海水温の上昇等に対応した広域的な藻場・干潟・サンゴ礁の保全・創造ということを技術開発のテーマとして掲げておるところでございます。詳細につきましては参考資料４に、本日お配りしておりますので、こちらを御覧いただければと思います。

今回、この技術開発の方向の改訂につきましては、昨今の海洋環境の急激な変化であるとか自然災害のリスクの増大、更にはインフラの老朽化の進行等に関する技術的課題に的確に対応していくために、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針、それから次期の漁

港漁場整備の長期計画の策定に合わせて、この技術開発の方向というものを改訂するものでございまして、本日この場での御報告の後に水産庁におきまして改訂作業を進め、来年の3月を目途として公表を行っていくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

この技術開発の方向につきましては、審議会において議論いただくものとの位置付けはありませんけれども、基本方針、また長期計画の御意見を頂く際には我々の方で参考にしたいと思っております。

以上でございます。

○工藤分科会長 どうもありがとうございます。

それでは最後に、委員の先生方から全体を通して、他のことも含めて何か御発言がございましたら、よろしくお願いします。

特にございませんか。

今日は本当に頭出しですので、今日の御説明いただいた内容を各自よく考えて、次回以降は進んでいければというふうに思います。

御意見がないようでしたら、本日の審議は終了します。

事務局より今後のスケジュールについて、御説明の方をよろしくお願いします。

○渡邊計画・海業政策課長 ありがとうございます。

では、今後のスケジュールにつきまして御説明します。

参考資料1を御覧いただきたいと思います。スケジュールでございます。

一番上が、令和8年6月、本日の分科会でございます。基本方針の変更と長期計画策定についての諮問ということでございます。

この後の予定としましては、8月に分科会を開催させていただきたいと思っております。こちらは日程調整をさせていただいてございまして、8月4日に予定をさせていただいております。

それから、秋から冬に掛けまして、11月から12月に掛けまして、基本方針につきましては変更の素案、長期計画につきましては骨子案、それから年が明けまして更に分科会を開催させていただきまして、基本方針の変更とそれから長期計画の原案を御審議いただきたいと思いますと考えてございます。

そして、最終的には3月に答申ということで、スケジュールを立てさせていただきたいと考えてございます。

今年度、あと４回ほど予定させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○工藤分科会長　ありがとうございました。

それでは、今後の進行は事務局にお返しします。

○中西計画・海業政策課総括　本日は長時間にわたりまして貴重な御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

本日の議事及び御発言につきましては、冒頭に申し上げたとおり、水産庁のホームページで公表させていただきます。委員の皆様には御発言の内容につきまして、後日改めて確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回は、８月４日に次期漁港漁場整備長期計画の構成案等について御審議いただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の漁港漁場分科会を終了させていただきます。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

午後３時２５分閉会